

持続的成長を目指す企業へ

JPBM

Plus Mail News

このメールは、一般社団法人 日本中小企業経営支援専門家協会がお届けする、
中小企業と専門家に役立つ知的情報ニュースです。

平成 27 年 3 月 5 日

subscriber 様

いつもJPBMをご愛顧頂き、誠にありがとうございます。

JPBM PLUS MAIL NEWS No.48 をお届けいたします。



120年ぶりの民法(債権関係)抜本改正！要綱案まとめり法案提出へ動き出す

民法(債権関係)改正をめぐって、法制審議会はいよいよ要綱案を2月24日上川法相に答申しました。

120年ぶりの抜本改正となる民法改正案は、社会経済の変化に対応するといった使命と、国民一般にわかり易いものを目指して足掛け7年間審議が重ねられてきました。

新たな項目として「意思能力」を有しなかったときの法律行為は無効とすること、消滅時効の統一として「知った時から5年」「できる時から10年」行使をしないとき債権は消滅する、法定利率は原則5%から3%へ。

また個人保証の制限として公正証書での意思表示を必要とする(経営者等以外)など、計200項目の改正案が盛り込まれました。

JPBMでは、会員専門家を通じて中小企業およびオーナー個人への実際の経済活動における新民法の影響および活かし方を検討・整理し、研修会や冊子発行等の丁寧な情報提供と利益保護を進めます。

民法改正要綱案原案の主なポイントより
個人保証
☛公正証書がなければ無効 ※経営者等を除く
消滅時効
☛権利行使できることを知ったときから5年 権利行使できるときから10年
法定利率
☛「5%」が「3%」に(3年おきに1%変動)
敷金
契約終了時に借主へ返還する ルールの明確化



特許法等の改正が27年4月1日より施行！知財を活かしたい中小企業に大きなチャンス！

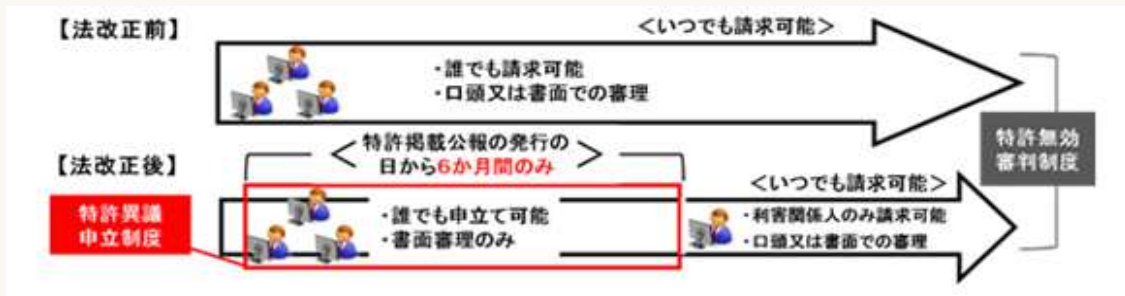
平成26年特許法等改正法の施行期日が平成27年4月1日に決まりました。今回の改正により、企業は自社の知的財産をより早く低コストで活用が図れます。主な改正内容は次の通りです。

【特許法関係】○出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長が可能となります。○特許権の早期安定化を可能とすべく、特許異議申立制度が創設されます。

【意匠法関係】複数国に対して意匠を一括出願するための規定を整備し、出願人のコスト低減が図られます。

【国際出願法関係】特許協力条約に基づく国際出願をする場合の他国の特許庁等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括で納付できるようになります。

JPBMでは、会員専門家(弁理士、技術士等)を通じて、中小企業の有する潜在・顕在する知財を経営に活かす支援を積極的に推進します。



主役は高齢者、不動産市況は売り物件主導で進むも、安易な相続対策はご用心！

不動産市況において高齢者の存在感が強まっています。

リフォーム、住み替え、相続・贈与等の場面で、売り手・買い手とも高齢者が主役です。

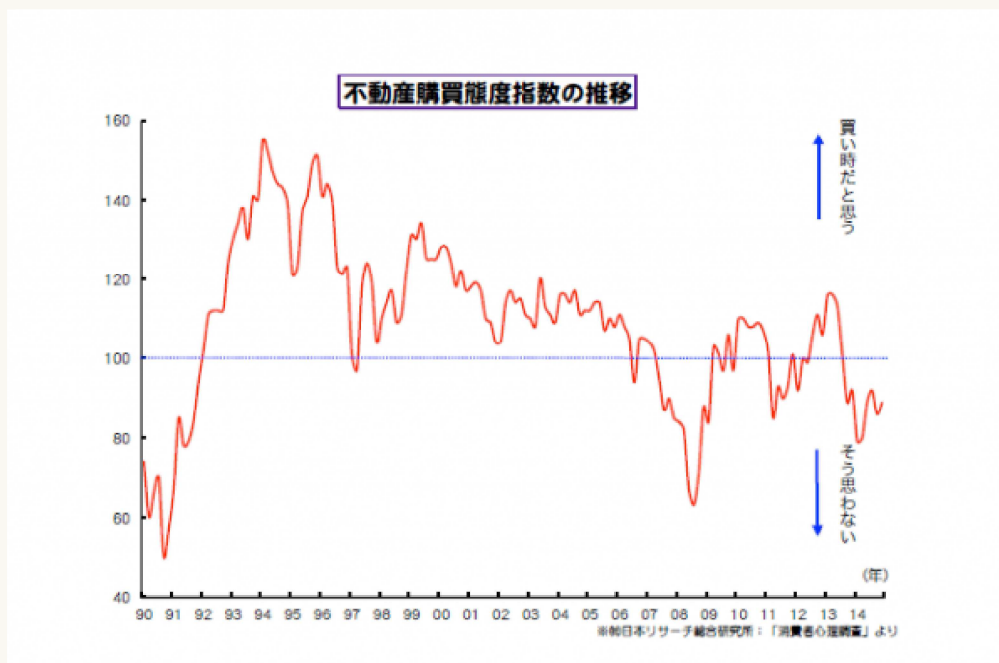
物件は病院やスーパー至近、買物便利で駅近に人気が集まっています。また“売り物件”のニーズが潜在的に増加しています。理由はやはり高齢者の「使わない」「老後資金」「老人ホーム入居」「現金化」etc。

また、その際、地主の地価の見通し(強気価格)と市場ニーズとの落差があり、売り損じが目立っています。

さらに建築業者と家賃保証をめぐってのサブリース契約のトラブルも増えており、安易な相続対策には後々リスクが伴うことを十分注意すべきでしょう。

JPBM OSS会員研修では、「最新の不動産市況と2015年の留意点」として不動産市況アナリストの解説が近日配信予定です。

JPBMIには、事業承継・相続に関する豊富な経験を持つ専門家が多数所属しております。身近なお悩み事から緊急のご相談までセカンドオピニオンとして、お気軽にお問合せください。





JPBM OSS (Open Sky School)のご案内

JPBM OSSにて、Eラーニングによるタイムリーな研修をご提供しています。専門家の実務ノウハウから経営者、オーナー様へのお役立ち情報まで広くご利用いただけます。

[OSSポイント動画配信中！](#)

OSSについて詳しく知りたい方は [こちら](#)》

[医業承継小冊子発売中！！](#)

[「平成27年度改正税法の手引き」予約開始！！](#)

[経営管理会計OSS有料講座 絶賛配信中！！](#)

発行人情報

- ・編集・発行元：一般社団法人 日本中小企業経営支援専門家協会
- ・英文名：Japan General Incorporated Association of **Professionals** for Medium and Small Sized **Business Management Ltd.(JPBM)**
- ・〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-2-1 カルフル神田ビル9階
- ・TEL: 03-3253-4711(代) / FAX: 03-3526-3051 / Email: [info\(at\)jpbm.or.jp](mailto:info@jpbm.or.jp)

・このメールマガジンはJPBMの会員、セミナー、サービス等をお申し込み・ご案内させていただいた方へ、お送りしています。当アドレスは送信専用ですので、ご返送なさらないようお願い申し上げます。

- ・当メールマガジンへのお問い合わせは info@jpbm.or.jp まで。
- ・掲載記事および写真の無断使用・転載を禁じます。

